

学校いじめ防止基本方針

岩手県立千厩高等学校

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権問題であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる深刻な問題である。

本校は、学校教育目標に掲げる「心身ともに健康でたくましい人間」を育むことにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進することを目的に、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、岩手県教育委員会の指導の下、いじめ防止対策推進法及び岩手県いじめ防止等のための基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に組織的に取り組むため、岩手県立千厩高等学校いじめ防止基本方針(以下「基本方針」という)を策定する。

【法第13条参照】

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係のある他の生徒等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。【法第2条参照】

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。しかし、いじめほどの子どもにも起こりうるものであり、被害者にも加害者にもなりうるものである。このことを踏まえ、いじめの未然防止が必要である。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の生徒、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教職員の生徒観や指導の在り方も影響を与えることから、その言動が、いじめを助長することがないように細心の注意を払っていく必要がある。
- (4) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (5) いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

4 いじめの解消

- (1) 「いじめの解消」とは、いじめが止んでいる状態が3ヶ月以上持続していることをいう。
- (2) 「いじめが止んでいる状態」とは、被害者が心身の苦痛を感じていない状態をいう。

Ⅱ いじめの未然防止のための取組

1 いじめの防止等の対策のための組織

本校は、いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

【法第 22 条参照】

(1) 構成員

校長、副校長、生徒指導主事、教育相談課主任、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、その他校長が必要と認める者。

(2) 取組内容

- ①基本方針に基づく取り組みの実施、年間指導計画の作成
- ②いじめにかかわる研修会の企画立案
- ③いじめに関する相談・通報の窓口及び情報収集
- ④アンケート及び教育相談の実施と結果報告（各HR・学年の状況報告等）
- ⑤いじめ防止にかかわる生徒の主体的な活動の推進
- ⑥いじめ事案の終息確認（発生後 3 ヶ月）

(3) 開催時期

いじめ事案の発生時は緊急開催し、事態の収束まで随時開催とする。

2 教職員の取り組み

(1) 「絆づくり」の取り組み

学校は、生徒の心の居場所となるように、安心・安全な学校生活を保障するとともに、生徒が互いを尊重し、心のつながりを感じる場を目指す。

(2) 自己有用感や自尊感情を育むための取り組み

特別活動やHR活動等の充実をすすめ、生徒一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。

(3) 理解を深める学習活動の取り組み

わかりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図り、学習に対する達成感・成就感をもたせる。

(4) 体験活動の充実の取り組み

生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力（の素地）を養う。

3 生徒の主体的な取り組み

(1) 生徒会による「いじめ撲滅宣言」や「STOPいじめ作戦」等の取り組みを行う。

(2) いじめ防止標語や・ポスターの作成によりいじめを認めない取り組みを行う。

(3) 好ましい人間関係づくりをねらいとした生徒会行事に取り組む。

4 家庭・地域との連携

(1) 学校いじめ防止基本方針を、ホームページや学校通信に掲載するなどして広報活動に努める。

(2) いじめ防止等の取り組みについて、ほげんだよりや学年通信を通じて保護者に協力を呼びかける。

5 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- (1) いじめの問題にかかわる校内教職員研修会 年2回（6月、12月）
- (2) いじめ問題への取り組みについてのチェックポイントによる自己診断 年2回（9月、2月）

Ⅲ いじめの早期発見のための取組

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む生徒が相談しやすいよう、日頃から教職員と生徒が信頼関係を築くように心がける。
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、生徒の表情や行動の変化にも配慮する。（学級担任は日誌や生活の記録等も活用し、いじめについての面談を随時実施し情報共有を行う）
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、部活動や休み時間、放課後においても生徒の様子に目を配るよう努める。
- (4) 遊びやふざけあいのように見える行為、部活動の練習のふりをして行われる行為など、把握しにくい事案についても、教職員間で情報交換をしながら発見に努める。また、配慮を要する生徒について、その現状や指導についての定期的な情報交換及び共通理解を図る。（職員会議等）
- (5) いじめの兆候に気づいたときは、速やかに予防的介入を行う。
- (6) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、児童生徒や保護者からの情報収集を定期的に行う。

- (1) 生徒を対象としたアンケート調査 年4回（2月、6月、9月、11月）
- (2) 保護者を対象としたアンケート調査 年1回（12月）
- (3) アンケート調査結果による教育相談 必要に応じて随時

3 相談窓口の紹介

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。

本校におけるいじめの相談窓口を下記のとおりとする。

- 日常のいじめ相談（生徒及び保護者）・・・・・・・・全教職員が対応
- スクールカウンセラーの活用・・・・・・・・養護教諭・教育相談
- 地域からのいじめ相談窓口・・・・・・・・副校長
- インターネットを通じて行われるいじめ相談・・学校または警察署
- ※県南教育事務所・・・・・・・・0191-26-1419
- ※24時間いじめ相談電話（県教委）・・・・・・・・019-623-7830（24時間対応）

IV いじめの問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) 被害生徒及びいじめを知らせた生徒の身の安全を最優先に考えるとともに、加害側の生徒には教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 全ての教職員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見したときは、直ちにその行為を止めさせる。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ対策委員会」に報告し、全ての教職員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。
- (3) 「いじめ対策委員会」は情報の収集による協議で、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4) 被害生徒や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、被害生徒及びその保護者に対する支援と、再発防止のため加害生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) 被害生徒が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、生徒の安全を確保する。さらに、被害生徒が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (7) 関係生徒の心のケアと支援のために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら、継続した指導を行う。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた「傍観」生徒に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、全ての教職員で支援する。

4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべき事案については、県教育委員会及び警察署と連携して対処する。

5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、県教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。

- (2) 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力を得る。

6 再発防止

「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

V 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命・心身または財産に重大な被害が生じた場合や、生徒が長期間にわたる欠席が生じた場合、直ちに県教育委員会に報告し、調査を実施する主体を協議する。学校が調査を行う場合は、「いじめ対策委員会」を母体として速やかに組織を設け、専門的知識及び経験を有する第三者については、事案内容により県教育委員会と検討し、校長が任命する。【法第 28 条】

1 調査

- (1) 調査の際には、事態の性質に応じて適切な専門家を加えるとともに、事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (2) 調査においては、事実関係を可能な限り網羅し明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。

2 報告

- (1) 学校で行う調査の状況については、必要に応じて被害生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- (2) 調査結果を県教育委員会に報告する。
- (3) 調査結果の説明について、被害生徒及びその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出する。

VI 学校評価

いじめについて、いじめ防止学校基本方針とその対応を生徒と保護者に周知し、いじめの未然防止と早期発見に取り組む。常に適正な取り組みをおこなうため、学校評価にいじめの項目を加え評価する。

VII その他

この規定は、平成 26 年 6 月 3 日から運用する。

平成 31 年 4 月 12 日一部改訂